

令和3年大網白里市議会第3回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和3年9月16日（木曜日）午後1時29分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

石 渡 登志男	委員長	秋 葉 好 美	副委員長
林 正清子	委員	山 下 豊 昭	委員
小金井 勉	委員		

出席説明員

下水道課長	三 宅 秀 和	下水道課副課長	渡 辺 茂 行
下水道課主査 兼施設班長	内 山 富 夫	商工観光課長	飯 高 謙 一
商工観光課 副課長	谷 川 充 広	商工観光課主査 兼振興班長	栗 原 潤
参事（建設課 長事務取扱）	林 浩 志	建設課副課長	芥 藤 正 二
建設課主査 兼管理班長	渡 辺 晃		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡 部 一 男	主査	内 山 悟
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査

- ・議案第3号 令和3年度大網白里市下水道事業会計補正予算（下水道課）
- ・議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について（商工観光課）
- ・議案第5号 大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定について（建設課）
- ・議案第7号 大網白里市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（建設課）
- ・議案第8号 市道の廃止及び変更並びに認定について（建設課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（秋葉好美副委員長） 皆様こんにちは。

ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時29分）

◎委員長挨拶

○副委員長（秋葉好美副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） 座りながらすみません。皆さんご苦勞さまでございます。

今回、当常任委員会で協議する内容は議案5件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副委員長（秋葉好美副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をよろしくをお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） 傍聴希望者はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は5名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎議案第3号 令和3年度大網白里市下水道事業会計補正予算

○委員長（石渡登志男委員長） それでは早速、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託案件についての説明を受け、説明後に付託議案の採決を行います。

はじめに議案第3号 令和3年度大網白里市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

下水道課を入室させてください。

（下水道課 入室）

○委員長（石渡登志男委員長） 下水道課の皆さん、ご苦勞さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第3号の説明をお願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 では、はじめに出席職員の紹介をさせていただきたいと思います。

皆様から見まして私の右側が副課長の渡辺でございます。

○渡辺茂行下水道課副課長 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 その隣が施設班長で主査の内山でございます。

○内山富夫下水道課主査兼施設班長 内山です。よろしくお願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 最後に私、下水道課長の三宅でございます。

以上3名でございます。よろしくお願いいたします。

では着座して説明をさせていただきます。

委員長、すみません。

○委員長（石渡登志男委員長） どうぞ。

○三宅秀和下水道課長 今回、補正予算の説明に当たりまして、ちょっと工事の関係ですので、場所を示します位置図を資料としてお配りをさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、構いません。どうぞ。

（資料配付）

○三宅秀和下水道課長 それでは改めまして、議案第3号 下水道事業会計補正予算について説明をさせていただきたいと思います。

さきに全員協議会で配付させていただきました資料、9月補正予算案の概要では3ページに記載してございます。今回補正させていただきますのは、汚水管布設工事に係る経費を建設改良費に計上するものでございます。

ただいま配付させていただきました位置図のほうをご覧ください。工事場所ですが、地区は仏島になります。位置図の真ん中に赤い円で示しているところが工事箇所となります。この場所は国道128号から西側、千葉市側に1本入った道路で、大網東公園に隣接した場所となるものでございます。

経緯としましては、オレンジ色で囲んでいる土地において、今年6月に建築業者からアートを計画しているとの相談がございました。そのため、当該区画に隣接している道路

について下水道の整備状況を確認したところ、位置図で、右上から左下にかけて点線、破線で示しております。これが大綱第3号幹線と申しまして、直径45センチで大きな下水道管、これを幹線管渠と言っておりますが、これが深さ約4.8メートルのところに整備されております。

これとは別に、この当該の区画からの排水を直接流すことができる、いわゆるサービス管と言っておりますけれども、枝線の管渠、これがそれぞれ比較的浅い場所に埋設される、20センチぐらいの管なんです、その枝線管渠が整備されていないということでございました。

通常下水道では、家屋からの排水を道路下に浅く埋設されています直径20センチの枝線の管渠のほうに1回流して、そこで集水してから幹線管渠と呼ばれる太い大きな口径で深い位置に埋設している管に流すと、そういう構造になっております。

したがって、ここは幹線のほう、太い管もあるんですが、直接そこには流せませんので、ここに流すためにその枝線管渠と言われる細い下水道、集水するための下水道管を今回整備するために工事費補正を行うものでございます。

実際の工事の内容としましては、このオレンジ色の、今宅地の区画の中に公共汚水柵というものを1つ、それと道路上にマンホールを1基、公共汚水柵とマンホールを接続するための、取り付けられておりますけれども、150ミリの管、これが4.7メートル。それから、そのマンホールとこの破線で示しております幹線管渠、ここを接続するための枝線の管、これ200ミ리를延長4.3メートル、これを施工するものでございます。

また、位置図の緑色で囲んでいる箇所なんです、下水道工事に伴って道路の掘削を行うものですから、その工事の箇所に隣接する家屋への影響を考慮して、工事着手前に家屋の状況、状態を確認しておく家屋事前調査、これを実施する予定で考えています。今回はこの調査費用も併せて補正をお願いするものです。

最後に、補正予算の金額についてですが、下水道の工事費としまして442万2,000円。また、家屋の事前調査に係る委託料として55万3,000円、合計497万5,000円について補正をお願いするものでございます。

補正予算の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明がありました内容について、委員の皆様方、何かご質問等があればお願いたします。いかがですか。

小金井委員。

○**小金井 勉委員** この工事は金額が442万1,000円ですけれども、これはどういった内容で入札とか、これは市が発注して、その工事の、取りあえず工事の内容をちょっと詳しく。

(「工事の内容ですか」と呼ぶ者あり)

○**小金井 勉委員** 工事というか、どういうふうな発注要件。

(「発注のということでしょうか」と呼ぶ者あり)

○**委員長(石渡登志男委員長)** どうぞ。

○**三宅秀和下水道課長** この工事の金額が今、一応設計上では442万2,000円ということですので、今回可決ということで承認をいただきましたら、10月の資格委員会にかけまして、基本的に一般競争入札ということで諮りたいと思います。それで市の施工で考えております。

ちょっと余談になるんですけれども、一応来年の1月エンドか2月ぐらいには工事のほうは完了する見込みで、今のところスケジュールのほうは考えてございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○**委員長(石渡登志男委員長)** ほかに委員の皆様方ございますか。

どうぞ、林委員。

○**林 正清子委員** すみません。その要望があったときに、審査みたいなものがあるのでしょうか。

(「審査ですか」と呼ぶ者あり)

○**林 正清子委員** 審査というか、例えばどういう協議をして、こういう鑑定になるんですか。基本的なことなんですけれどもお願いいたします。

○**委員長(石渡登志男委員長)** どうぞ。

○**三宅秀和下水道課長** このまずお話があったときに、まずはそこが下水道の計画の区域かどうかというところがまず一番最初に。ちょうどここらは破線でなっているところ、ちょうど境界といいますか、計画区域に当たるものですから、あとその管網図といって管が道路に入っているのか入っていないのか、入っているとすればどういう管種でどれぐらいの口径のものが入っているのか、それを確認させていただいて、今回につきましては下に太い管は入っているんですけれども、実際、各家庭の汚水を先に集水する小さい管のそれがないということが図面上で確認できましたので、これについては、計画の区域の中ということもありまして、下水道課のほうで一応施工するという形にさせていただきました。

ただ、ここに隣接していて、実際の事業計画外からの流入ということであれば、それにつ

いては実際はその事業者様のほうにご負担をいただいて、下水道につなげるというような形になったり、いろいろケースバイケースですので、そのへんのところで判断をさせていただく形になります。

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにありますか。

山下委員。

○山下豊昭委員 新しくアパートができるという、そのために配管が使えないために枝管を地域に布設するという理解でよろしいですね。

もう1点は、そのアパートというのは1棟だけでしょうか。新しくできる予定のアパートというのは、ほかに民家が少しあるとかということではないですか。

○委員長（石渡登志男委員長） 班長、どうぞ。

○内山富夫下水道課主査兼施設班長 アパートの計画は1棟という計画になっております。

（「1棟ですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

（「了解です」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにありますか。

どうぞ、秋葉委員。

○副委員長（秋葉好美副委員長） もうちょっとこの場所をもう少し明確に教えてくれないかなと思って。

○委員長（石渡登志男委員長） どうぞ。

○三宅秀和下水道課長 今説明させていただいた国道128号から入って、旧セブンイレブン、今ここを通り過ぎてセブンイレブンありましたから、ここ今ちょっと閉店されていますよね。そこと台湾料理の海林さんの間をずっと通ってきて、このまま左に行くとこの市役所のほうに来るところです。そこの裏道とは言わないな、最近整備されてここきれいになったんですけれども、ちょうどツルハとかベイシア、ちょうど裏通りになるんですかね。ですからちょうど海林さんとセブンイレブンさんの間通っていただいて、この図でいきますと右を見ていただきますと、ちょうどそこのところから結構広い敷地が空いているような形が見えるかと思います。

○委員長（石渡登志男委員長） よろしいですか。

(「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) ほかにありませんか。

林委員。

○林 正清子委員 家屋事前調査箇所、これは民間で調査して、これ問題があった場合はどうなるんですかね。

○委員長(石渡登志男委員長) 課長、どうぞ。

○三宅秀和下水道課長 この工事をやるに当たって、掘削等やりますので、例えばその振動で何か壁にひびが入ったりとか、もう後からクレームをつけられてもやはり困りますので、それが工事によるものかどうかという判断がつかないので、そういう意味で先に家屋の事前の調査をさせていただいています。

工事が終わった後に、また家屋の事後調査という形でやらせていただきます。そのときには問題がなければそれはそれでいいんですけども、もし問題があるようであれば事前に調査したものと、その事後とを比較してどういうことになっているのかということ、後ではまた確認はさせていただく形にはなっています。

○委員長(石渡登志男委員長) よろしいですか。

○林 正清子委員 すみません。その調査は市が全部やるんですか。

○委員長(石渡登志男委員長) 課長、どうぞ。

○三宅秀和下水道課長 それについてはまた工事と別に、別発注でこれ委託になりますので、委託料で別発注で市のほうから業者に発注をしてお願いする形になります。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) よろしいですか。

ほかにありますか。大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石渡登志男委員長) ないようですので、下水道課の皆さん、大変ご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。

(下水道課 退室)

◎議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(石渡登志男委員長) 次に、議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題といたします。

商工観光課を入室させてください。

(観光商工課 入室)

○委員長(石渡登志男委員長) 商工観光課の皆様方、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号の説明をお願いいたします。

課長、どうぞ。

○飯高謙一商工観光課長 それでははじめに、出席職員の紹介をさせていただきます。

皆様から向かって右側、副課長の谷川です。

○谷川充広商工観光課副課長 谷川です。よろしくお願いします。

○飯高謙一商工観光課長 その後ろ、振興課長の栗原です。

○栗原 潤商工観光課主査兼振興班長 栗原でございます。よろしくお願いします。

○飯高謙一商工観光課長 最後に私、課長を務めております飯高です。よろしくお願いいたします。

本日は、以上3名にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは着座にて失礼いたします。

議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本議案につきましては、産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、市中小企業資金融資条例で引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容ですが、全協の資料でお配りしております新旧対照表をご覧ください。

改正前を右側の欄に、改正後を左側の欄に記載しておりますが、改正に係る主な条項としては第2条及び第3条でございます。

条例第2条に記載している創業者の定義について、産業競争力強化法と整合を図り、改正前、右側にありますが、下線部に示す「第2条第24項各号に規定する」を改正後、左側の

欄に示す「第2条第25項各号に掲げる」に改めようとするものでございます。

同様に、条例第3条で創業者の区分について、産業競争力強化法と整合を図り、改正前右側の項目、アからエに示します第2条第24項第1号から第6号までを、改正後左側に示す第2条第25項第1号から第6号までに改めるものでございます。

そのほかに、今回改正に併せ、条例中に使用する文言を、他法令と同様の表現に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、この内容により条例の改正を行おうとするものでございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ただいま説明がありました内容につきまして、委員の皆様方、ご質問等があればお願いします。

山下委員。

○山下豊昭委員 今ご説明いただいた対比表によって、第2条24項からが第2条の25項に変わるとか、いろいろご説明いただきましたが、正直言って私、内容的に、具体的にもう少し分かりやすく、その辺が、内容的に条項が変わることによって、内容的に何か手続とか、いろんな意味で変わる部分があったらちょっと教えていただきたいんですけども。どのように変わるのか。

○委員長（石渡登志男委員長） 副課長、どうぞ。

○谷川充広商工観光課副課長 こちらの市のほうの中小企業融資制度につきましては、伴う条例なんですけど、こちらの条項ずれによって内容が変わることは一切ございません。

○山下豊昭委員 分かりました。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ないようですので、商工観光課の皆様方、ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構です。

（商工観光課 退室）

◎議案第5号 大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第7号 大網白里市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第8号 市道の廃止及び変更並びに認定について

○委員長（石渡登志男委員長） それでは続いて、議案第5号 大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 大網白里市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第8号 市道の廃止及び変更並びに認定についてを議題といたします。

建設課を入室させてください。

（建設課 入室）

○委員長（石渡登志男委員長） 建設課の皆様方、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第5号、第7号及び第8号の説明をお願いいたします。

課長、どうぞ。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 職員の紹介をさせていただきます。

私の右隣が管理班長、主査の渡辺でございます。

○渡辺 晃建設課主査兼管理班長 渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 後ろのほう、副課長の斉藤でございます。

○斉藤正二建設課副課長 斉藤です。よろしくお願いいたします。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 私、課長の林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第5号説明資料をご覧くださいと思います。

大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨ですが、道路法施行例の一部改正や、県の道路占用料の改正内容を参考にしまして、大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料条例における占用料を改

定しようとするものでございます。

この占用料につきましては、ご承知かもしれませんが、改めて申し上げますと、道路や河川の敷地に電柱や工作物などの物件が占有する場合の費用で、こちらの改定でございます。

そのような中で、2の改正の概要ですが、国においては固定資産税評価額の評価替え等を踏まえまして、3年ごとに道路の占用に係る占用料を見直しており、令和2年4月1日に道路占用料を改定いたしました。県もこれに倣いまして道路占用料を見直しており、国の改正の翌年、令和3年4月1日に改正しております。

本市においても、平成31年4月1日に当該条例を改正しまして、県を参考に固定資産税評価額を考慮した占用体系を導入しております。今回、県も道路占用料を改定されたことに伴いまして、当該条例で規定しております電柱や工作物の占用料の額を、新旧対照表のとおり改定するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日を考えています。

以上、県の占用料に合わせての改正につきまして、説明をさせていただきました。

次に、議案第7号説明資料をご覧くださいと思います。

大網白里市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

1の改正の趣旨ですが、本条例で引用しております国土交通省令名の改正及び引用しております法令の条項にずれが生じたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の改正の概要ですが、(1)に記載のとおり、第2条中第2条第4号を第2条第1項第4号に改めます。これが条項のずれの部分になります。

また、(2)のほうの記載のとおり、第2条中移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令について、省令名の改正に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令に改めるものでございます。

施行日につきましては公布の日、新旧対照表はただいま説明したとおりでございます。

なお、少々補足させていただきますと、この条例は、国が指定した道路、特定道路が適用となります。本市では、大網駅東土地区画整理事業区域内の都市計画道路の一部の歩道について適用されているところでございます。

続きまして、議案第8号説明資料をご覧ください。

市道の廃止及び変更並びに認定について説明をさせていただきますが、委員長すみません、

添付図面と同じものを説明用に掲示させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） はい、構いません。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 今、準備させていただきます。

では、内容について、まず説明させていただきます。

1の趣旨でございますが、大網駅東土地区画整理事業区域内の道路の全線供用に伴いまして、残存しております、現在認定している市道の1-0239号線について廃止するものでございます。また、民間の開発行為に伴いまして、市道1-0166号線及び市道1-0167号線の各一部区間が廃止されたことにより、起点が変わりますことから各起点を変更するとともに、市道1-0166号線の一部区間廃止に伴います代替として、新設された道路について、道路及び排水施設の管理に際して土地の交換、地上権設置及び区分地上権設定に係る関係者との調整が図られまたことから、今回、市道の認定をしようとするものでございます。

対象路線が4路線、廃止が1路線、変更2路線、認定1路線ですが、図面で改めて説明させていただきます。

まず、廃止の路線でございますが、こちらの赤く表示したのが廃止路線になります。位置関係を申し上げますと、こちらが大網駅になりまして、一点鎖線のオレンジ、こちらの線が駅東の区画整理区域になります。こちらに、主要地方道の千葉大網線がありまして、こちらが旧国道128号になります。

この千葉大網線と旧国道を結ぶ、こういった道路が区画整理の実施前にございましたが、道路の認定書がまだ残っていたということから、区画整理の全線供用に伴いまして、このたびこれを廃止するというものでございます。

続きまして、こちら路線の認定と路線変更のほうでございますが、これも位置関係から申し上げますと、この道路が128号になります、バイパスです。これが旧国道の128号になりまして、ちょっと見づらいんですけども、これが山田台大網白里線のバイパスがこちらになります。コメリがこの交差点よりも少し北側にありまして、この位置にコメリがございまして。

もともとのコメリが造成する前というのは、市道がこういった形でございます。今回、コメリが開発で道路部分も含めた形で造成したものですから、この代替道路、代替の道路といたしまして、この赤く塗ったところが新たに、今回新規に認定する路線になります。

あわせまして、この造成に伴いまして、こちらコメリになった関係上、もともとは市道1

ー0167号線につきましては、こちらからこちらまでの延長になりますが、ここの造成した部分を除いて、起点がこちらになって終点がこちらになります。こういった変更をするというのが市道の1ー0167号線です。

青いほう、今度は市道1ー0166号線ですが、同様にコメリの造成に伴いまして、もともとはこちらからこちらまでの認定だったんですが、造成した部分、開発した部分につきましてなくなったので、変更して、こちらから起点になって、こちらまで区間が変更後でございます。以上の変更をさせていただくというような内容になります。

説明は以上でございます。以上、3議案、よろしくお願いいたします。

○委員長（石渡登志男委員長） それでは、ただいま説明がありました内容について、ご質問等があればお願いいたします。ただ、議案が第5号、7号、8号とありますので、第何号かをお伝えいただければと思います。

ご意見等ありませんか。

山下委員、どうぞ。

○山下豊昭委員 忘れないうちに、私も、最後に第8号のほうの説明が出たんで、第8号のほうでお聞きいたします。

変更が2路線、廃止が1路線、認定が1路線で計4路線の変更、廃止、認定がされるわけですが、今回それを実施することによって、あと、東地区それから市内の交通状況というのに対しては、若干は影響があるんでしょうか。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長、どうぞ。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 交通状況というのが、混雑度とか……

○山下豊昭委員 例えばその今まで利用したのが、指定が外されたとかという形で、市道の利用率だとか、その辺で交通状況なり変化があるんでしょうかという質問です。

○委員長（石渡登志男委員長） 課長。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） こちら、大網駅東の区画整理のほうは、これは形上認定されているのは残っていますが、現在区画整理が、工事実施いたしまして、代わりの道路がこういった形でできておりまして、この道路が認定からなくなっても、実情は問題はないかと思えます。

同様に、こちらの開発のほうに関しましても、もともとあった道路がこういった形だったのが、新たに代替道路で、若干ここでクランク状になりますが、道路の機能としては同じような形になりますし、こちらでも造成部分を除いた形で既存の道路が残るという形でして、

特に支障はないかと思えます。

○委員長（石渡登志男委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ないようですので、建設課の皆さん、ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構です。

（建設課 退室）

○委員長（石渡登志男委員長） それでは、これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第3号 令和3年度大網白里市下水道事業会計補正予算について、委員の皆様方、意見及び討論等ございますか。

山下委員。

○山下豊昭委員 第3号、これは必要不可欠なもので、これはもう絶対にどうのこうの言う問題ではないと思えますので、結構だと思います。

○委員長（石渡登志男委員長） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ないようですので、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第3号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（石渡登志男委員長） ありがとうございます。

賛成総員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及びご討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ありませんね。

それでは、議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（石渡登志男委員長） 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

それでは次に、議案第5号 大網白里市準用河川管理条例及び大網白里市道路占用料等条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及びご討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ありませんね。

ないようですので、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（石渡登志男委員長） ありがとうございます。

賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 大網白里市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、同じくご意見及びご討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ありませんね。

ないようですので、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第7号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（石渡登志男委員長） ありがとうございます。

賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

引き続き、議案第8号 市道の廃止及び変更並びに認定について、ご意見及びご討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） ありませんね。

ないようですので、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第8号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（石渡登志男委員長） ありがとうございます。

賛成総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（石渡登志男委員長） 次にその他ですが、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（石渡登志男委員長） なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

副委員長お願いいたします。

○副委員長（秋葉好美副委員長） 以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、大変にお疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

（午後 2時06分）
